

令和3年10月22日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

課外活動に関する活動指針のレベルは、昨年12月半ば以降、9月を除き、長らくレベル2に据え置かれていましたが、感染状況が落ち着いてきたこと、国及び県による宣言等も概ね解除されたことを踏まえ、レベル1に引き下げることとなりました。この間、活動に当たって種々不自由なことがあったかと思いますが、皆さんの協力のおかげで、集団的な感染の発生は回避することができました。皆さんの協力には大変感謝しています。

活動レベルが1に緩和されたことに伴い、活動可能な範囲も広がることとなりますが、コロナ禍が終息したわけではありません。すでに2回のワクチン接種を済ませた人も多いと思いますが、接種したからといって感染しないわけではありませんし、感染して無症状でも他人にうつしてしまう可能性がありますので、引き続き感染防止対策を徹底するよう、各クラブ・サークルの構成員にあらためて周知願います。

活動レベルが1になったとはいえ、課外活動の範囲等、大学からお願いをせざるを得ないこともまだありますが、本来は学生の皆さんの自主的な活動ですので、今後リバウンドがあったとしても、課外活動を継続していくためにはどのような取り組みが必要なのか、皆さん自身でもよく考えてください。

活動時間をコロナ禍以前より短縮する等の対応は、引き続き継続してください。大会、公式戦、公演、イベント等の学内での開催の可否、学外で開催される場合の参加の可否、および宿泊を伴う活動（合宿を含む）については、申請を受け付けた上で許可しますので、その都度、相談してください。申請期限は原則として一か月前までとします。学内および学外の施設を利用する場合は、それぞれの施設の利用マニュアルを順守してください。

繰り返しになりますが、マスクの着用等、日常的な感染防止対策については、課外活動中に限らず徹底してください。また、課外活動そのものより感染リスクが高いのは会食です。会食・飲食は禁止ではありませんが、会食・飲食する際は「いつも近くにいる4人まで」とし、飲食する時以外、会話の際にはマスクをする「マスク会食」を徹底してください。課外活動中に限らず、登下校時や会食・飲食の際などに感染防止対策を疎かにしている人がいて、そのために

感染者が多数出てしまえば、再び活動が制限されるということにもなりかねません。一人一人が自覚ある行動をとるようにしてください。

なお、今後の県内及び学内の感染状況等によっては、課外活動における取扱いを変更することがあります。また、現時点ではまん延防止等重点措置がとられている地域や緊急事態宣言が出されている地域はありませんが、今後再発令があった場合は、当該地域を開催地として行われる大会、公式戦、公演、イベント等への参加は原則禁止となります。

記

適用期間：令和 3 年 1 月 1 日（月）～ 当面の間

【 I 】 課外活動範囲

感染症対策申請書の許可を得て、感染防止措置を徹底することを条件に、練習を可とします。なお、次の感染対策が申請書に盛り込まれていない団体は、再度、申請を行い、許可を得てください。

《感染症予防対策申請書に必ず記載し、実施すべき感染対策》

- (1) 練習時間を従前よりも短時間とすること。
- (2) 会食・飲食する際は「いつも近くにいる 4 人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクをする「マスク会食」を徹底すること。
- (3) 登下校時のマスクの未着用が多数目撃されています。練習中のマスクの着用が難しい場合を除き、マスクの着用を徹底すること。
- (4) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすること。
- (5) 発熱や感冒症状が見られた場合は主将や主務を通して課外活動係に報告し、解熱剤を飲まない状態で平熱が 3 日続くまで、登校や課外活動への参加を控えること。

(5-1)発声を伴うものや吹奏楽等を屋内施設で行う場合に取りべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の収容人数の半数以下とすること。
- ② 活動中のマスク着用の有無に関係なく、前後左右 2 m 以上の対人距離をとること。
- ③ 1 5 分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5 分～1 0 分の換気を行うこと。

こまめな手指消毒とうがいを行うこと。

- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。
- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中は常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外すこと。
- ⑦ 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ⑧ 練習日ごとに、誰と同じグループだったのか、誰と接触を伴う練習をしたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ⑨ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑩ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(5-2) 発声を伴わず、常時マスクを着用した活動を屋内施設で行う場合に取るべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の施設収容人数の半数以下とすること。
- ② マスクを常時着用し、前後左右1m程度（両手を伸ばして触れない程度の距離）の対人距離をとること。
- ③ 30分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。こまめな手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。
- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中も常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外すこと。
- ⑦ 接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。接触相手の交代が必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に交代を行わないこと。

- ⑧ 練習日ごとに、誰と接触を伴う練習をしたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ⑨ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(6) 屋外施設で取るべき感染対策

- ① 接触を伴う練習以外では十分な対人距離をとること。
- ② 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ③ 練習日ごとに、誰と同じグループだったのか、誰と接触を伴う練習をしたのか、各自できるだけ記録しておくこと。
- ④ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑤ 屋外施設で活動する場合でも、マスクの着用が可能な場合は、着用して活動すること。
- ⑥ 練習中以外は常にマスクを着用すること。こまめに手洗いとうがいを行うこと。

※所属団体から陽性者が出た際に、接触を伴う活動があった場合や換気・対人距離の確保がしっかり行われていないと判断された場合、陽性者と同じ場所、時間で練習を行った全員が濃厚接触者と特定されたり、参加していない部員を含め団体全体の活動自体が停止となったりする可能性があります。各クラブ・サークルの活動自体を止めないためにも、所属連盟や関係する業種で出されている感染対策のガイドラインに加えて、換気・手洗い・マスク着用等の徹底、対人距離の確保、接触をともなう練習相手や練習グループの限定といった上記感染対策をしっかり遵守するようにしてください。また、**感染防止対策は、課外活動中に限らず常に実践してください。**マスクの着用についてはかねて徹底をお願いしているところですが、**マスクをしないで談笑している姿が未だに目撃されています。学内外問わずマスクは常に着用してください。**感染防止対策が徹底されない場合、課外活動の一時中止を求めることもあり得ます。

【Ⅱ】その他

今回の通知に記載されていない内容については、第9報・第10報での対応と同様の取扱いとします。

大会やコンクール等への参加，試合，演奏会，イベント等の実施，宿泊を伴う活動については，開催日の1ヶ月前までに申請書を提出し，事前に許可を得てください。

ピラ配りは，感染防止対策を取った上で，体育会又は文サ連が取りまとめて実施してください。

新入生への対面による無理な勧誘や，部員に対し，練習・大会等への参加の強制をしないように十分に配慮してください。

今後の状況により対応が変更となった場合は，その都度，通知します。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp